

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。
令和2年12月22日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
貝 沼 諭

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 貝沼 諭
- 2 契約概要
 - (1) 契約件名 少年の大麻乱用防止広報啓発チラシの作成
 - (2) 契約内容 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和3年3月10日
- 3 参加資格、選定基準及び評価基準
 - (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和1・2・3（平成31・32・33）年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）
「物品の製造」又は「物品の販売」のB、C又はDの等級に格付けされている者であること。
 - ④ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (2) 企画提案書の特定のための評価基準
事業の目的との整合性、妥当性・独創性・訴求力、実施体制の適格性、実績の有無、経理処理能力の適格性、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- 4 手続等
 - (1) 担当部局
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁生活安全局少年課企画・立ち直り支援係
電話 03-3581-0141 内線3074
 - (2) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法
令和3年1月22日 17時00分
上記(1)に同じ。郵送又は持参すること。
- 5 入札説明会の実施
 - (1) 説明会の日時、場所
令和3年1月7日（木） 11時00分
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房会計課入札室（B2F）
 - (2) 担当部局
中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房会計課
電話 03-3581-0141 内線2298
- 6 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
 - (4) 詳細は仕様書による。本公示の日から上記4(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。

少年の大麻乱用防止広報啓発チラシの作成

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

- 仕様書
- 応募要領
- 審査基準
- 契約書（案）
- 企画競争に関するアンケート

メモ

○方式

公募型プロポーザル方式

○契約予定額

2,340,000円（税込み）

○企画提案書の提出期限は、

令和3年1月22日 17時00分（必着）です。

○企画提案書の構成は、「応募要領」をご確認下さい。

○企画提案書と併せて、

- ・「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し」

*令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のB、C又はDに格付けされている者であること。

- ・「見積書」を提出して下さい。

なお、見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付して下さい。宛名は「警察庁」でお願いします。

また、見積額は契約金額をご提示ください。

○契約に関する照会先

長官官房会計課調達係

電話 03-3581-0141 内線2298

メール tyotatu@npa.go.jp

○仕様に関する照会先

生活安全局少年課企画・庶務係

電話 03-3581-0141

○注意事項

入札を辞退される方は、別紙の「企画競争に関するアンケート」に必要事項を記載の上、メール又はFAXで送付してください。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1 件名

少年の大麻乱用防止広報啓発チラシの作成について

2 目的

近年、特に若者の乱用が増加傾向にある大麻について、インターネット上には有害性を否定する情報が溢れており、若者の大麻に対する警戒心の低下が懸念される。

そこで、子供達に大麻の危険性・有害性を正しく認識させ、大麻の使用を勧められた際の対応力を身につけさせるために、薬物乱用防止教室や各種広報の機会に活用できる啓発資料を作成する。あわせて、保護者や一般向けに最近の大麻情勢をまとめた資料を作成・配布することで、大人が子供の行動や周辺状況に目を配るよう促す。

3 業務内容等

(1) チラシの制作

別添「チラシ作成方針」及び関係機関が公表している大麻乱用に関する情報等を基に、請負者がイラスト等を描画し文言を含め視覚的にデザインしてチラシを制作すること。チラシは、①小学校高学年～中学生向け、②高校生向け、③保護者・一般向けの3種類を作成すること。

請負者によるチラシの制作に当たっては、警察庁と協議を重ねることとし、イラストや表記の変更等柔軟に対応すること。

なお、成果物は警察庁等関係機関のホームページにおいて公開し、閲覧者が自ら印刷できるものとするため、白黒印刷にも対応した配色とすること。

(2) 構成内容

別添「チラシ作成方針」を基に、以下の項目を盛り込むこと。

ア 「小学校高学年～中学生向け」及び「高校生向け」

- ・ タイトル
- ・ 大麻に対する誤解への解説
- ・ 大麻乱用に誘われた際の対応方法
- ・ 最近の大麻の流通形態
- ・ 警察庁大麻乱用防止サイト「I' m Clean」へのリンク
- ・ 相談窓口の案内

イ 「保護者・一般向け」

- ・ タイトル
- ・ 大麻に対する誤解への解説
- ・ 最近の大麻製品、流通形態等に関する情報
- ・ 警察庁大麻乱用防止サイト「I' m Clean」へのリンク
- ・ 相談窓口の案内

(3) 判型等

- ・ 判型 A 4 判
- ・ 頁数 2 ページ（両面）
- ・ 刷り色等 カラー両面印刷及び白黒印刷

(4) 成果物

- ・ 印刷物 5 9 6, 8 9 4 枚（カラー両面印刷）
 - ① 小学校高学年～中学生向け 2 4 5, 3 2 2 部
 - ② 高校生向け 2 2 3, 1 3 0 部
 - ③ 保護者・一般向け 1 2 8, 4 4 2 部
- ※ 別添「印刷物仕様書」に従うこと。
- ・ C D - R 1 枚（印刷物の電子データ（PDF形式及び加工可能なファイル形式（Word又はPowerPoint））、イラストの電子データ（JPEG形式）を保存）

(5) 納品期日及び納品場所

- ・ 納品期日 令和 3 年 3 月 10 日（水）
- ・ 納品場所
ア 警察庁生活安全局少年課執務室

(ア) 印刷物 6 部

（内訳）

- ・ 小学生高学年～中学生向け 2 部
- ・ 高校生向け 2 部
- ・ 保護者・一般向け 2 部

(イ) C D - R 1 枚

イ 警視庁生活安全部少年育成課（東京都千代田区丸の内 3 - 8 - 1）

(ア) 印刷物 7, 5 0 0 部

（内訳）

- ・ 小学校高学年～中学生向け 3, 0 0 0 部
- ・ 高校生向け 3, 0 0 0 部
- ・ 保護者・一般向け 1, 5 0 0 部

ウ 朝日梱包株式会社（警察庁業務委託先）（東京都墨田区江東橋 5 - 7 - 1 0）

(ア) 印刷物 5 8 9, 3 8 8 部

（内訳）

- ・ 小学生高学年～中学生向け 2 4 2, 3 2 0 部
- ・ 高校生向け 2 2 0, 1 2 8 部
- ・ 保護者・一般向け 1 2 6, 9 4 0 部

4 納品検査

- (1) 納入の際、本仕様書に準拠しているかを検証する。
- (2) 検証の結果、不適当な場合は、請負人は履行期限までに再作成し、納入するものとする。

5 著作権等

- (1) 本調達において納入された成果物に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、請負人は警察庁に対し、納入成果物に係る著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。
 - ア 納入成果物に、請負人が本調達の契約前から権利を有する著作権（契約業者の権利の範囲について契約後、速やかに警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「契約業者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その請負人の既存著作物
 - イ 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物
- (2) 5(1)アで示した請負人の既存著作物については、成果物で利用する目的の範囲に限り、警察庁は請負人に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。
- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、請負人は著作権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この場合、請負人は当該著作物の使用許諾条件等について、あらかじめ警察庁の了承を得ることとする。また、使用許諾の手続は書面をもって行うこと。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、請負人は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。
- (5) 成果物は、印刷物として配布するほか、警察庁のホームページ及び警察庁の許可するホームページに掲載し、自由に閲覧・ダウンロードできるものとするため、複製及びホームページ掲載等の支障とならないよう、請負者の責任と費用負担において必要な権利処理を行うこと。

6 その他留意事項

- (1) すべて日本語で対応すること。
- (2) 印刷物はユニバーサルデザインに対応したものとする。
- (3) 警察庁が成果物を決定するまで相当程度の修正を求めることができるよう、時間的余裕を持って校正を行うこと。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、警察庁と協議して決定すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、必要と認められる事項については、警察庁と協議を行うこと。
- (5) 制作にあたって警察庁から提供を受けた写真等があれば、全て返却すること。
- (6) 制作にあたっては、警察庁担当者と連絡を密にすること。
- (7) 納入に当たっては、警察庁担当者と事前に納入日等を十分に打ち合わせの上、警察庁担当者が指示する場所に納入すること。納入場所である合同庁舎2号館は、

2 t ロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ警察
庁担当者と調整を図り、納入の許可を得ること。

(8) 契約後速やかに以下の書類を提出すること。

ア 作業日程

契約から納品までの具体的なスケジュールを作成すること。

イ 制作体制及び管理体制

制作する社内の体制（各スタッフの氏名、経験年数、これまでの主な作品歴
等）について記載すること。

チラシ作成方針

1 デザイン、構成内容

(1) 「小学校高学年～中学生向け」及び「高校生向け」

中学校、高校又は大学進学による行動範囲や交友関係の変化に伴い、大麻の使用を勧められる機会が発生することを見越して、大麻の有害性や大麻事犯に巻き込まれることの恐ろしさを教示する。

作成に当たっては以下の項目を盛り込むこととし、イラスト等を用いて見やすいデザインとするとともに、それぞれの啓発対象の年齢を考慮し、理解しやすく、興味・関心を引くような手法を用いて作成すること。

<項目>

① タイトル

② 大麻に対する誤解への解説

以下のような、大麻に関し誤解が生じやすい論点等について、それらが誤りであることを解説する。大麻の危険性・有害性を正しく認識させ、大麻に対する抵抗感や忌避感を形成する内容とする。

(例)

- ・ 「大麻を使用しても体に害はない」等、有害性や依存性を否定するもの
- ・ 大麻を合法化している国を引き合いに、大麻の使用を正当化するもの
- ・ 他人を害する犯罪ではない、個人の自由であるとして正当化するもの
- ・ 一部の俳優やアーティストが使用していることに影響を受け、格好良いもの、芸術性を高めるものと認識しているもの

③ 大麻乱用に誘われた際の対応方法

以下のような大麻に誘われた際のシチュエーションや誘い文句に対し、誘いを断るための行動や断り文句を具体的に教示し、大麻事犯への関与の未然防止に資する内容とする。

(例)

- ・ 友人や先輩から誘われた場合
- ・ クラブやパーティーで知り合った人から誘われた場合
- ・ ネットで知り合った人から誘われた場合
- ・ 大学のサークル仲間から誘われた場合
- ・ 留学先の友人から誘われた場合

④ 最近の大麻の流通形態について

- ・ リキッドやワックス等、新しいタイプの大麻加工品の危険性について
- ・ 隠語を使ったSNS上での大麻の取引について

⑤ 警察庁大麻乱用防止サイト「I'm Clean」へのリンク

(https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujuki/illegal_cannabis/)

⑥ 相談窓口の案内

- ・ 各都道府県警察本部の薬物相談電話
(https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/potal/pc/yakubutsu_tel.html)
- ・ 全国の精神保健福祉センター
(<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>)

(2) 「保護者・一般向け」

若者を中心に大麻の乱用が拡大していることを踏まえ、自身や家族が大麻事犯に巻き込まれることを防ぐため、大麻の有害性や最近の大麻をめぐる状況に関する知識を提供し、注意喚起を促す資料とする。作成に当たっては以下の項目を盛り込むこととし、イラスト等を用いて、見やすいデザインとすること。

<項目>

- ① タイトル
- ② 大麻に対する誤解への説明
前記(1)の②と同様。
- ③ 最近の大麻製品や流通形態に関する情報
 - ・ リキッドやワックス等、新しいタイプの大麻加工品の危険性について
 - ・ 海外で販売されている大麻成分入り食品への注意喚起
 - ・ 隠語を使ったSNS上での大麻取引について
 - ・ 大麻の違法栽培の特徴について
 - ・ 吸引器具等大麻を使用するための道具について
- ④ 警察庁大麻乱用防止サイト「I'm Clean」へのリンク
(https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujuki/illegal_cannabis/)
- ⑤ 相談窓口の案内
 - ・ 各都道府県警察本部の薬物相談電話
(https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/potal/pc/yakubutsu_tel.html)
 - ・ 全国の精神保健福祉センター
(<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>)

2 参考

チラシの作成に当たっては、下記ウェブサイトを参考にされたい。

- (1) 警察庁大麻対策啓発サイト「I'm CLEAN」
https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujuki/illegal_cannabis/
- (2) 警察庁パンフレット「薬物乱用のない社会を」
<http://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubutu/nodrug.pdf>
- (3) 警視庁ウェブサイト「大麻を知ろう」
https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/drug/drug/taima_interview.html
- (4) 厚生労働省ウェブサイト「薬物乱用防止に関する情報」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubutsuranyou/index.html
- (5) 政府広報オンライン「若者を中心に大麻による検挙者が急増！「誘われて」「興味本位で」が落とし穴に。」
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201806/3.html>

印刷物仕様書

発注局課	生活安全局少年課	担当者	梅野
品目	少年の大麻乱用防止広報啓発チラシの作成		
数量	596, 894部 ①小中学生用：245,322部 ②高校生用：223,130部 ③保護者用：128,442部	納入期限	令和3年3月10日
仕上規格	B2・B3・B4・B5・B6・ <u>その他（A4判両面）</u>		
校正	<u>受注者責任校正</u> ・ 発注課校正		
印刷の種類	書籍類 ・ ポスター ・ 帳票類 ・ <u>その他</u>		
	写真印刷 ・ 新規打直	FD渡し	有 ・ <u>無</u>
	白黒 ・ <u>全てカラー</u>	一部カラー	
写真	<u>有</u> ・ 無		
用紙の規格	別紙のとおり		
製本	無線とじ ・ 針金とじ（平とじ・中とじ） ・ その他（ ）		
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴あけ ・ ナンバリング		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。 ・ 仕様等について疑義があるときは、警察庁係官に説明を求めること。 ・ 見積書・入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ・ 見積書・入札書に使用する用紙の種類及び規格を付記すること。 ・ 納入に当っては、担当係と事前に納入先及び納入日等を十分に打合せの上、担当係が指示する場所に納入すること。 <p>なお、納入場所である合同庁舎2号館（東京都千代田区霞が関2-1-2）は2tロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ担当係と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。</p>		

用紙の規格

表紙	上質紙	kg	・ その他（コート紙）	90.0kg																														
本文	上質紙	kg	・ その他（ ）	kg																														
	上質紙	kg	・ その他（ ）	kg																														
	上質紙	kg	・ その他（ ）	kg																														
見返し	上質紙	kg	・ その他（ ）	kg																														
とびら	上質紙	kg	・ その他（ ）	kg																														
その他	上質紙	kg	・ その他（ ）	kg																														
	上質紙	kg	・ その他（ ）	kg																														
	上質紙	kg	・ その他（ ）	kg																														
共通事項	<p>1 「環境物品の調達に関する基本方針」に定める印刷用紙の「判断の基準」を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。</p> <p>2 納入場所・数量</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 警察庁生活安全局少年課</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">6部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">①小中学生用</td> <td style="text-align: right;">2部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">②高校生用</td> <td style="text-align: right;">2部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">③保護者用</td> <td style="text-align: right;">2部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 警視庁生活安全部少年育成課</td> <td style="text-align: right;">7,500部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">①小中学生用</td> <td style="text-align: right;">3,000部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">②高校生用</td> <td style="text-align: right;">3,000部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">③保護者用</td> <td style="text-align: right;">1,500部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 朝日梱包株式会社</td> <td style="text-align: right;">589,388部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">①小中学生用</td> <td style="text-align: right;">242,320部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">②高校生用</td> <td style="text-align: right;">220,128部</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">③保護者用</td> <td style="text-align: right;">126,940部</td> </tr> </table>				(1) 警察庁生活安全局少年課	6部	内訳		①小中学生用	2部	②高校生用	2部	③保護者用	2部	(2) 警視庁生活安全部少年育成課	7,500部	内訳		①小中学生用	3,000部	②高校生用	3,000部	③保護者用	1,500部	(3) 朝日梱包株式会社	589,388部	内訳		①小中学生用	242,320部	②高校生用	220,128部	③保護者用	126,940部
(1) 警察庁生活安全局少年課	6部																																	
内訳																																		
①小中学生用	2部																																	
②高校生用	2部																																	
③保護者用	2部																																	
(2) 警視庁生活安全部少年育成課	7,500部																																	
内訳																																		
①小中学生用	3,000部																																	
②高校生用	3,000部																																	
③保護者用	1,500部																																	
(3) 朝日梱包株式会社	589,388部																																	
内訳																																		
①小中学生用	242,320部																																	
②高校生用	220,128部																																	
③保護者用	126,940部																																	

応募要領

1. 件名

少年の大麻乱用防止広報啓発チラシの作成

2. 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書の様式

- ① 企画提案書は、日本語で作成すること。
- ② 企画提案書は、原則としてA4判、片面印刷で作成すること。
- ③ 応募者は提案の際、企画内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として企画提案書に含めることができる。
- ④ 応募者が特定されることのないよう、(2)④法人概要以外の資料に応募者名は記載しないこと。

(2) 企画提案書の構成

企画提案書は、仕様書を参考に、以下の構成に従って作成すること。

以下の構成に従わない企画提案書に関しては、入札適合条件を満たさないと判断することとする。

① チラシデザイン案及び企画趣旨説明書

- ・チラシデザイン案3種（小学校高学年～中学生向け、高校生向け、保護者・一般向け）（仕様書に基づき、できるだけ完成品に近いもの）
- ・企画趣旨説明書（訴求のポイント、タレントを起用する場合はその略歴、その他提案内容について具体的・客観的な詳細説明を行うために必要な事項等）

② 作成体制

- ・作成体制表（関係団体等と協力関係があれば、関係団体等の概要及び体制についても記載）
- ・作成スタッフ名簿（各スタッフの氏名、経験年数、これまでの主な作品歴を記載）
- ・作成スケジュール（審査結果の通知日は1月28日と仮置きすること。）

③ 過去5年分の類似実績

契約機関・団体（官公庁の場合は担当部署名まで）、時期、内容を記載。

④ 法人概要

- ・会社案内、概要等の分かる資料（パンフレット可）

⑤ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世

代区政支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業、または、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業である場合、そのことを証明する書類の写し。

3. 留意事項

- (1) 提出する企画提案書は、1者2案までとする。
- (2) 審査の結果、請負者となった場合、提出した企画案を採用することから、別添仕様書「6. 著作権等」を踏まえた資料デザイン案を提出すること。
- (3) 企画提案書の作成に係る一切の費用は応募者の負担とする。また、提出した書類は返却しないものとする。
- (4) 応募者は、提案書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別添）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった時は、当該者の応札は無効とする。

4. 企画提案書の提出期限等

(1) 提出期限

令和3年1月22日（金）17時（必着）

(2) 提出部数

6部（ただし2. (2)④法人概要については1部で構わない。）

(3) 提出方法

郵送又は持参により以下の提出先まで提出すること。なお、FAX、電子メール等での提出は認めない。

(4) 提出先

警察庁生活安全局少年課企画・立ち直り支援係 梅野

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話 03-3581-0141 内線3074

審査基準

1 件名

少年の大麻乱用防止広報啓発チラシの作成

2 審査方式

(1) 評価項目の得点は、基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求項目ごとの得点が決定される。

※ 評価項目ごとの基礎点、加点の得点配分については、別紙「評価項目一覧」を参照のこと。

(2) 評価項目の区分が必須である項目については、評価基準のうち最低限の要求水準を基礎点に係る要件として設定している。

評価の際には、基礎点に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。

提案者は、提案書にて基礎点に係る要件を全て充足していることを示さなければならない。一つでも基礎点に係る要件を充足していないとみなされた場合には、その提案者は不合格となる。

(3) 評価基準のうち基礎点に係る要件以外は、加点に係る要件である。

加点に係る要件については、その提案内容に応じて加点する。

※ 具体的な加点に係る要件の評価については、「4 配点方法」を参照のこと。

3 評価項目

本調達における評価項目の内訳は以下のとおりとする。

※ 詳細については、別紙「評価項目一覧」を参照のこと。

企画点 = 「1 事業内容及び効果 (65点満点)」
+ 「2 事業実施主体の適格性等 (30点満点)」
+ 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 (5点満点)」

4 配点方法

加点に係る要件に関しては、提案書の各項目について、5名の委員が次の評価基準に沿って評価し、これに応じて、その合計点を技術点とする。

○「1 事業内容及び効果」、「2 事業実施主体の適格性等」の加点項目についての配点

評価 ランク	評価基準	項目別得点	
		配点が15 点の場合	配点が10 点の場合
S	通常の設定を超える卓越した提案内容である。	15	10
A	通常設定される提案としては最適な内容である。	10	6
B	概ね妥当な内容であると認められる。	5	3
C	内容が不十分である、または記載がない。	0	0

○「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」についての配点

認定等の区分 ※1		区分別点数
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	1段階目 ※2	2
	2段階目 ※2	4
	3段階目	5
	行動計画 ※3	1
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	くるみん（旧基準） ※4	2
	くるみん（新基準） ※5	3
	プラチナくるみん	4
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		4

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合）。

※4 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定マーク）

※5 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定マーク）

少年の大麻乱用防止広報啓発チラシ 審査項目

審査項目		審査基準	配点	
			基礎点	加点
1 事業内容及び効果			65/100	
・事業の目的、趣旨との整合性	必須	・資料作成の目的及び趣旨との整合性がとれているか。	10	0
・創意工夫及び広報効果	任意	【表題】 ・目に付きやすく、趣旨に沿ったものとなっているか。 ・各対象の興味を引くような表現手法を用いているか。	0	15
	任意	【見やすさ】 ・文字の大きさ、イラスト等の大きさは適当か。 ・色合いは見やすいか。	0	15
	任意	【構成】 ・内容が理解しやすくデザインされているか。 ・各対象の興味を引くような創意工夫があるか。	0	15
	任意	・タレントやキャラクターを起用する場合には、説得力のある者を起用しているか	0	10
2 事業実施主体の適格性等			30/100	
・実施主体の適格性、知見、実績の有無	必須	・資料作成に関する知見、ノウハウを有し、実施体制、役割分担が明確にされているか。 ・日程、人員、作業手順等が効率的であるか。	10	0
		・国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10	0
	任意	・資料作成に関する過去の契約実績はどの程度か。当該実績のうち、今回の事業と同種のものはあるか。	0	10
3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			5/100	
・ワーク・ライフ・バランス等の推進	任意	女性活躍法に基づく認定(えるぼし認定企業)、次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けているか。 ※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。	0	5
合計			30	70

契約書（製造請負）（案）

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり製造請負契約を締結する。

- 品名 少年の大麻乱用防止広報啓発チラシの作成
- 数量 別添仕様書のとおり
- 仕様 別添仕様書のとおり
- 契約金額 ￥ . -
（製造代金） うち消費税額及び地方消費税額 ￥ . -
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 単価 別紙1のとおり
- 納入期限（納期） 令和3年3月10日
- 納入場所（納地） 別添仕様書のとおり
- 契約保証金 徴収免除

（目的）

- 第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品（以下単に「物品」という。）を完成させ納入する。
- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

（契約保証金）

- 第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって契約締結の際、甲に納めなければならない。

（納入）

- 第3条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した物品を受領することにより完了するものとする。
- 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。
ただし、納入場所が地方（本庁以外の機関をいう。）の場合、乙は、甲宛に出荷報告書に納入場所担当係官の押印ある受領書を添付して提出しなければならない。
- 4 納入に係わる一切の費用は、乙の負担とする。

(納入検査)

第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日のレ日以前に、希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上検査を受けなければならない。

2 納入する物品は、すべて甲の指示（見本、図面、仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

3 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(納入計画書の提出)

第5条 乙は、甲が指示した場合、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書を不相当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第6条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため必要があると認めた場合は、監督官及び検査官又はその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(官給品の支給及び貸与)

第7条 乙が、この契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器等（以下「官給品」という。）の品目、数量、支給若しくは貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は甲乙協議の上、決定するものとする。

(官給品の保管、引き取り)

第8条 乙は、官給品の支給又は貸与を受けた場合は、遅滞なく受領書又は借用書を甲に提出するものとする。

2 乙は、官給品をこの契約の目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。

3 乙は、官給品を善良な管理者の注意をもって、滅失、損壊等の無いよう、確実に保管しなければならない。滅失、損壊等が発生した場合は速やかに甲に書面で通知し、甲の指定した期間内に同等品を納め、若しくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

4 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を記録し、その状況を明らかにしなければならない。

5 官給品等の引き取り及び保管・管理に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(官給品の返還)

第9条 乙は、官給品につき必要が無くなった場合は速やかに甲に通知し、甲の指示に従い返還書を添えて甲に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(下請負)

第10条 乙は、契約物品の製造について、全部若しくは大部分（物品の構造、機能、性能に係る部分）を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に請負わせてはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に下請（一次下請以降の下請を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、下請承認申請書（別紙様式）を下請開始の10日前までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から下請承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を下請承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を第三者に下請するときは、下請した業務に係る下請者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を下請するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して下請者と約定しなければならない。

(所有権の移転)

第11条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第12条 物品の納入完了前に生じた物品の滅失、き損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(不合格品の引取)

- 第13条 乙が、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、乙は、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項の期限経過後何時でも当該不合格品を他の場所に移動し又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用はすべて乙の負担とする。

(遅延賠償金)

- 第14条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査のうえ納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
 - 3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行

未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

第15条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合

③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第16条第1項に該当する場合

(4) 乙が第29条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として未納入物品の契約金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規程による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知

を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第17条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第18条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第15条第4項、第

17条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第15条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約金額の支払)

第19条 甲は、第11条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）にその対価を乙に支払うものとする。

2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。

3 甲は、第15条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につきこの契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第20条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第21条 甲は、第15条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上解除した場合、又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換に契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第22条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）、又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに

基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又は、これに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（特許権等の紛争解決）

第23条 乙は、物品に係る第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合、乙が自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとし、甲には些かの迷惑もかけないものとする。

（保証事項）

第24条 乙は、この契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日より起算して12箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

（担保責任）

第25条 甲は、納入物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引渡しした場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることは

できない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、互いにこの契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第29条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第30条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
貝 沼 諭

乙

品名	数量	単価	金額
小計			
消費税及び地方消費税			
合計			

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 1 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第10条に定める事前承認後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等の契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

下請負承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名 印

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、下請負を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の下請負先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
下請負の相手方の住所及び氏名	
下請負を行う業務の範囲	
下請負を必要とする理由	
下請負期間	
下請負率 (全請負に対する下請負の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「下請負期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・下請負の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

下請負承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、下請負を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

アンケート

警察庁長官官房会計課調達係 行

(FAX 03-3580-5620)

*今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。
提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調 達 件 名 少年の大麻乱用防止広報啓発チラシの作成

●御 社 名 _____ ご担当者名 _____ 御連絡先 _____

入札を辞退された方

- 応募辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）
- 応募までの準備期間が短い（入札公告から概ね _____ 日間必要）。
- 納期、履行期限が短い（概ね _____ 日間必要）。
- 仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的などこが問題でしたか。

- 業務内容と異なる内容であった。
- 情報収集目的（当初から入札に参加する意思はなかった）
- 落札できそうにない（競合他社や価格面から）。
- その他（今回の入札に関する改善要望等）

入札に参加された方

- 今回の公募型プロポーザル方式に関する改善要望等